

『児童発達支援自己点検及び評価シート』

作成日： 令和4年3月31日

事業所名： 堺市立第1もず園

		現在の取組内容・今後の改善目標（内容）
1 環境・体制整備	①支援内容にあった指導訓練室・相談スペース等の確保	各保育室内は、生活と遊び、休息など園児の状況に合わせて多目的に使用できるよう空間づくりを工夫している。リハビリ室や相談室、保護者控室を配置している。コロナウイルス感染症拡大防止のため、保護者の食事休憩は個室を確保している。リハビリでは、リハビリ室が密にならないよう利用人数に応じて各リハビリ室に分散して実施している。
	②職員の専門性・配置数 あい・さかいサポートリーダーの配置の有無	併置している「相談支援室もず」に、あい・さかいサポートリーダーが配置されており連携がとれている。保育士や児童指導員を基準以上に配置、各種セラピスト及び社会福祉士等専門資格をもつ職員を複数配置し、連携した支援を提供している。
	③送迎体制・添乗員の確保	園児が長時間乗車にならないようルートを工夫している。日々直接支援を行っている職員がローテーションで添乗している。特に姿勢管理や発作等の配慮を要する重症児の送迎は、子どもの状況をよく理解している担任・看護師が添乗するようにしている。担任・看護師が添乗できない場合を想定し、バス内での対応マニュアルを作成し職員に周知することで安全面に配慮している。
	④合理的配慮の視点に基づく環境整備	写真やイラスト、文字など視覚支援ツールを用いて活動の理解を促すよう工夫している。視覚に障害がある子どもには、触覚や音も活用し状況把握や見通しが持てるよう配慮している。発声や上肢機能に制限のある子どもに対して、ビッグマックススイッチ等の機器を積極的に取り入れ、意思伝達場面の機会向上につなげている。
	⑤職員の健康診断の実施	採用時及び年1回の健康診断とストレスチェックを実施している。必要に応じ、産業医面談を受けることができる。法人内に衛生委員会が設置されており、頸肩腕障害検診や健康・労働環境等に関する研修を実施している。
2 業務改善	①アンケート等による利用児・保護者のニーズの把握とフィードバック	毎年保護者会との懇談会を実施し、意見や要望を直接伺っている。無記名での利用者評価アンケートを実施し、集計結果を法人のホームページ等で公表している。面談や電話で話しにくい場合に利用してもらえるよう、ホームページにご意見箱を設置している。業務の資質向上を図るため定期的に第三者評価を受審している。

	<p>②職員の支援技術の向上・虐待防止等の研修 (障害児通所支援事業者育成事業利用の有無)</p>	<p>外部講師を招いての事例検討会や専門的講義、多職種による園内研修を実施している。派遣研修はコロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインでの研修が中心となった。国の「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」を受講した園長・園長代理を講師に虐待防止・権利擁護研修を実施した。</p>
	<p>③虐待防止等のための責任者を設置</p>	<p>虐待防止受付担当者として園長代理を、虐待防止対応責任者に園長を選定している。</p>
	<p>④利用児、保護者からの苦情や意見への対応及び事業運営への反映</p>	<p>保護者からの要望が高い保護者交流会の開催頻度を増やすことは、今年度もコロナウイルス感染症拡大防止の観点から次年度へ延期することになった。同様に昨年度延期となった、新たな企画である「就労している先輩保護者」を招いての交流会は、感染防止に配慮しながら実施することができた。</p>
3 適切な支援の提供	<p>①児童発達支援管理責任者による児童発達支援計画の作成 (アセスメント・利用児及び保護者の意向確認・計画案の作成・会議開催・計画の保護者への説明及び交付)</p>	<p>入園及び次年度継続が決定後、保護者からの聴き取りを行い、支援開始時の支援計画案を作成し保護者と確認して、計画書の交付をしている。 その後、半年以内に子どもの様子に関わる職員で討議し計画を修正、新たな支援計画案を保護者と確認し、支援計画を作成している。個人懇談にて、内容の詳細を説明および交付している。</p>
	<p>②モニタリングの実施、計画の見直し</p>	<p>年3回個別支援計画をもとに、保護者と面談を実施している。モニタリングについては、児童発達支援管理責任者が中心となり、関わる職員も含めて園児の様子や支援の方法を日常的に検討し保護者との確認を行っている。個別支援計画作成前には、保護者の意向をアンケート等で確認し、モニタリングの内容と合わせて個別支援計画の見直しを行っている。</p>
	<p>③個別の課題に対応した活動内容・プログラム</p>	<p>基本的には、保育カリキュラムに基づき集団保育を実施し、その中で個々に応じた教材や関わり方を工夫している。これらは支援計画に記載し、セラピストとも連携しながら、クラス会議や月案会議の中で確認している。例年実施している合同保育などクラスの枠組みを超えた取り組みは、コロナウイルス感染症拡大防止のため今年度も中止とした。生活発表会はクラス毎の取組みとなったが、他クラスの取組みを保護者とビデオで共有した。運動会は、感染防止に配慮しながら園庭にて合同で実施することができた。</p>

	④ミーティング等の実施	職員全体に周知が必要な内容は、毎日の全体ミーティングで周知している。内容によって、毎日の保育者ミーティングでタイムリーに情報共有や調整等を行っている。コロナウイルス感染症拡大防止対策等について、ミーティング等でタイムリーに情報共有を図った。毎日、保育内容の詳細を担任間で確認し、保育終了後に振り返りを行い、園児の変化を確認し次回の療育につなげている。クラス会議、多職種会議（調理・セラピスト）、必要に応じてケース検討会議も実施している。保護者支援等は、担任、児童発達支援管理責任者、関連職種等も含めてカンファレンスを行い、関係機関とも連携して支援している。
	⑤支援内容の記録	毎日、家庭連絡帳にて保護者と書面での情報共有を行っている。同時に、モニタリングシートやケース記録に記載している。その他、クラス毎の保育日誌や会議録を作成し記録の保持を行っている。
4 関係機関との連携	①サービス担当者会議への参加（障害児相談支援事業所との連携）	相談支援事業所から依頼があった場合は、担任や児童発達支援管理責任者、リハビリ担当者等、適切な人員が参加し支援方法や各種情報の共有を行っている。家庭への支援が欠かせない等、困難さがあるケースについては、「相談支援室もず」も含め相談支援事業所につなぎ、連携を図っている。
	②認定こども園・幼稚園・保育園、保健センター等との連携	保護者への進路相談の一環として、毎年実施してきたこども園、幼稚園の施設見学は感染防止の観点から実施を見合わせた。移行支援として、保護者を通じ個別支援計画の提供や引継ぎ会を実施した。見守りが必要なケース等は、保健センターや家庭児童相談室とも連絡を取り合いながら支援している。
	③他の児童発達支援事業所、児童発達支援センター、障害福祉サービス事業所等との連携	当園での療育支援の実際を見学してもらい、各事業所や関係機関向けに実施していた施設見学会や体験は、コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。当事業団として実施している児童発達支援事業所職員への研修及び交流会は、オンラインにて開催した。次年度も状況に応じて内容、実施方法を検討し取り組んでいく予定である。
	④（特に医療的ケアを必要とする利用児について）主治医や協力医療機関等との連携・連絡体制	基本的には、主治医からの意見書をもとにケアを行っており、緊急対応が必要な子どもについては、まず診療所医師を通して日頃から連絡をとっている。通院した際には、保護者に通院報告書を提出いただき情報提供をしてもらっている。

	<p>⑤就学する際の移行支援（学校との引継ぎ・情報共有等）</p>	<p>引継ぎ資料として、保護者の同意のもと個別支援計画を就学先に提供している。センターの担任と進学先の教諭との対面での引継ぎは、感染防止の観点から今年度は行わず、電話で問い合わせをしあうなど丁寧な移行支援を行った。</p>
	<p>⑥「あい・ふあいる」の活用</p>	<p>入園後に「あい・ふあいる」を渡し、最初の個別支援計画書を交付する際に該当ページに綴じることなど活用法を伝えている。家族支援プログラムの一つとして「あい・ふあいる」を活用したサポートブック作りを実施している。</p>
<p>5 保護者への説明責任等</p>	<p>①事業所で実施している支援（支援内容、プログラムなどを記載してください。）</p>	<p>療育の入口として親子遊びを楽しむひよこクラス(週1回登園、9:10~10:30)、保育・リハビリ・給食を通じて親子で生活基盤を作るうさぎクラス(週3回登園、9:00~13:00)、保育・給食を柱として親子で経験を広げるこあらクラス(週3回登園、9:30~12:30)、親子分離など年齢に応じた経験を広げるくまクラス(週5回登園、10:00~14:45)の4クラス運営にて支援を行っている。保育・医療・リハビリなど各職種が密に連携し、安定して生活できるよう支援している。</p>
	<p>②運営規程、支援内容、利用者負担の説明</p>	<p>新入園児に対しては、利用契約についての入園前説明会で重要事項説明書に基づき丁寧に説明している。継続児に対しては、継続年度当初にあらためて説明を行っている。</p>
	<p>③保護者からの相談への適切な対応、必要な助言</p>	<p>親子登園が基本になっているので、日々の保育や給食場面などで子どもの様子を保護者と共有し、保護者の困りごとにはタイムリーに応えるようにしている。相談の内容によっては、個別での面談や電話でのやりとりを行うこともある。担任、児童発達支援管理責任者、担当セラピスト等、職種間での情報共有を行っている。</p>
	<p>④会報の発行等による活動内容や行事予定等の定期的な発信</p>	<p>年度初めに年間行事予定を配布している。毎月の園だよりを発行し、カリキュラムは保育室に掲示し、行事予定の詳細とクラス保育の様子など園での取り組み、絵本や歌の紹介、各職種からの情報提供に努めている。感染防止対応でクラス交流ができなかった行事は、写真掲示やビデオ鑑賞等を通じて各クラスの様子を知る機会を設定した。法人全体では、広報誌『事業団だより』の発行やホームページ、フェイスブックによる情報発信を行っている。</p>

	<p>⑤日々の支援内容、利用児の様子、おやつ等の保護者への報告</p>	<p>食具の使用や特食対応については、個別支援計画に記載し確認している。親子登園日には、給食の様子を保護者と場面を共有している。単独登園日には、家庭連絡帳にその日の支援内容と子どもの様子、給食摂取量などを記入するとともに、翌日以降の親子登園時にあらためて口頭で伝えることもある。</p>
	<p>⑥おやつ代等実費徴収している費用に係る領収書の発行、精算報告</p>	<p>毎月引落日までに明細を記した「請求書」を発行し、保護者に渡している。入金確認後、「領収書」「代理受領のお知らせ」を渡している。</p>
	<p>⑦身体拘束を行う場合の決定手順、利用児・保護者への説明、計画への記載</p>	<p>身体拘束と考えられる行為について、児童発達支援管理責任者を含めた関係者で支援方法を検討している。やむを得ない場合については、保護者に説明し同意を得た上で個別支援計画に記載している。対応に関しては、今後は軽減していくという見通しと合わせて保護者とも確認するようにしている。常に支援の質の向上を目指し、職員間で、率直に議論するよう努めている。</p>
	<p>⑧個人情報の適切な取扱い</p>	<p>職員に対し、年度当初に個人情報保護に関する研修を実施している。必要に応じ朝礼や職員会議でも注意喚起を行っている。ケースファイル等は施錠できる保管庫にて管理している。関係機関に情報提供する際は、あらかじめ文書にて同意を得ている。当法人個人情報保護規定に則り適切な管理を行っている。</p>
<p>6 非常時の対応</p>	<p>①緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等の整備と職員、保護者への周知</p>	<p>法人で、緊急時対応マニュアル、感染症対策マニュアル、事故対応マニュアルを整備している。職員研修を通して、各種マニュアルの周知を行っている。緊急時対応については、フローチャートを作成し職員室に掲示している。保護者には、『入園のしおり』で周知するとともに当法人ホームページからも閲覧できるようにしている。緊急時の保護者への連絡手段として、メール連絡を整備しており緊急時に使用している。災害用伝言ダイヤル(171)及びweb171の利用体験の機会を設けている。</p>
	<p>②非常災害の計画策定、避難・救出・その他必要な訓練の実施</p>	<p>年間計画を作成し、火災・地震・不審者・自由外出児(園児搜索)訓練を行っている。今年度はコロナウイルス感染症拡大防止のため、消防署立ち合いでの総合訓練は次年度に延期となったが、消防署協力のもと119番通報訓練を含む避難・消火訓練を実施した。</p>
	<p>③ヒヤリハット、事故の事案を収集し再発防止等について事業所内において共有</p>	<p>ヒヤリハットや怪我・事故発生について、毎朝の全体ミーティングでタイムリーに口頭報告し周知と注意喚起を行っている。職種単位で毎月の集計や分析を行い、関連する職種間でタイムリーな確認・共有を行うことで再発</p>

		防止に努めている。作成したヒヤリハットや事故報告書は、全職員に回覧し情報共有・再発防止に努めている。
	④感染症対策の実施	感染症マニュアルの周知徹底、予防接種の推奨を行っている。感染症発生時は保護者へ書面による注意喚起を行い、感染症の特性に合わせ適切に種類や濃度を変更した消毒薬を使用している。標準予防策に加え、感染経路別対策も実施している。基礎疾患があり感染症罹患時に重症化するリスクがある園児が多いため、1園舎における人流の抑制を行っている。
7 その他	① 地域との交流	毎年実施している近隣のこども園との施設間交流や、地域の絵本の読み聞かせボランティア団体の受け入れについては、コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施は見送りとなった。